

令和2年竹田市農業委員会第11回総会議事録

1. 日 時 令和2年10月6日(火) 午後1時33分～午後2時21分

2. 場 所 竹田市役所3階会議室3・4

3. 出席委員 11名

1番 後藤 善徳、2番 山村 徹、3番 長野 幸生、4番 和田 京子、6番 佐藤 博一
7番 首藤 徳子、8番 工藤 一美、9番 本郷 敦子、10番 麻生 章治
11番 工藤 明秀、12番 釘宮 恒憲、13番 森 哲秀

4. 欠席委員 1名 5番 佐藤 隆幸

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：坂本大蔵、管理係長：佐藤正子、農地係長：工藤裕崇、農地係：津曲美香

6. 議事

議案第76号	農用地利用集積計画の承認について 農地中間管理事業分	12件
議案第77号	農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について	5件
議案第78号	農用地利用集積計画の承認について	14件
議案第79号	農用地利用集積計画の承認について 大分県農業農村振興公社へ所有権移転	1件
議案第80号	農用地利用集積計画の承認について 大分県農業農村振興公社から所有権移転	1件
議案第81号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	8件
議案第82号	非農地証明について	3件
議案第83号	農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について	11件
議案第84号	下限面積(別段の面積)の設定について	1件

会長 あいさつ

局長 ただいまの出席委員数は、12人で定足数に達しています。

議長

只今から、令和2年竹田市農業委員会第11回総会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表により、運営いたしますのでご了承願います。

それでは、審議にはいります前に、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、7番 首藤 徳子委員、8番 工藤 一美委員の両名を指名いたします。

議長

報告事項について、事務局より報告をお願いします。

事務局

報告第17号について報告を申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による農地の合意解約の通知が、1件ありましたので報告します。

なお、1番の案件は、議案第76号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画に関連し、合意解約するものです。続きまして、報告第18号について報告を申し上げます。農地法第3条の3第1項の規定により、相続による所有権を取得したとの届出が、2件ありましたので報告します。

議長

報告事項について、質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようです。これで報告事項は終了いたします。

議長

次に議案の上程を行います。

議案第76号	農用地利用集積計画の承認について 農地中間管理事業分	12件
議案第77号	農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について	5件
議案第78号	農用地利用集積計画の承認について	14件
議案第79号	農用地利用集積計画の承認について 大分県農業農村振興公社へ所有権移転	1件
議案第80号	農用地利用集積計画の承認について 大分県農業農村振興公社から所有権移転	1件
議案第81号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	8件
議案第82号	非農地証明について	3件
議案第83号	農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について	11件
議案第84号	下限面積(別段の面積)の設定について	1件

以上、56件を、本日の議案として提案いたします。

議長

議案第76号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について を議題といたします。

議案の説明を、事業担当課の農政課に求めます。

農政課

議案第76号は、農地中間管理事業により、土地所有者から大分県農業農村振興公社へ権利の設定を行うものであります。

1 番から 9 番の案件は、10 年 2 ヶ月間の使用貸借による権利の設定を行うものです。
10 番及び 11 番の案件は、10 年間の賃貸借による権利の設定を行うものです。
12 番の案件は、10 年間の使用貸借による権利の設定を行うものです。

議長

只今、議案第 76 号について、担当課から説明がありました。ご意見、ご質疑はございませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。
議案第 76 号について、これを承認することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。
よって、議案第 76 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第 77 号 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について を議題といたします。
議案の説明を、事業担当課の農政課に求めます。

農政課

先の議案第 76 号におきまして土地所有者から大分県農業農村振興公社への権利設定の承認をいただきましたが、議案第 77 号の農用地利用配分計画案は、農地中間管理事業による 10 年間及び 10 年 2 ヶ月間の賃貸借及び使用貸借による権利の設定を、大分県農業農村振興公社から借受人へ行うものです。

1 番の借受人は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。

選定理由は、「人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果」です。

2 番の借受人は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。

選定理由は、「人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果」です。

3 番の借受人は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。

選定理由は、「人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果」です。

4 番の借受人は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。

選定理由は、「人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果」です。

5 番の借受人は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。

選定理由は、「人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果」です。

議長

只今、議案第77号について、担当課による説明がありました。ご意見、質疑はございませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第77号について、これを承認することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第77号 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見については、これを承認することに決定します。ここで、休憩いたします。農政課の井出係長は、退席してください。ありがとうございました。
(午後1時48分)

議長

再開します。

(午後1時48分)

続いて、議案第78号 農用地利用集積計画の承認について を議題といたします。

議案の説明を、事務局に求めます。

事務局

1番の借り手は、〇〇〇〇氏です。2年間の賃貸借、再設定です。労力2人、稲作・花き栽培中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

2番の借り手は、〇〇〇〇氏です。5年間の賃貸借、新規設定です。労力2人、農作物の生産、加工及び販売を行う会社に勤めていた頃に、農業に興味を持ち、竹田市で農業を行うこととなりました。

3番から8番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。3番及び4番は5年間の使用貸借、新規設定、5番から8番は5年間の賃貸借、新規設定です。

9番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。6年間の賃貸借、再設定です。

10番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。10年間の使用貸借、再設定です。

11番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。10年間の使用貸借、再設定です。

12番及び13番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。20年間の賃貸借、新規設定です。

14番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。5年間の賃貸借、再設定です。

全ての案件について現地調査した農地利用最適化推進委員から、借り手は農業経営に必要な要件をすべて満たしており、問題ないとの報告を頂いています。

議長

只今、事務局による説明がありました。ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第78号について、これを承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第78号の農用地利用集積計画の承認については承認することに決定します。

議長

続いて、議案第79号の大分県農業農村振興公社への所有権移転にかかる農用地利用集積計画の承認について を議題といたします。

議案の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第79号の1番の案件は、所有者が規模縮小を希望しており、近隣で規模拡大を図っている農家に農地を譲るため、譲受人 大分県農業農村振興公社へ所有権移転するものです。

議長

只今、議案第79号について、事務局より説明がありました。ご意見、質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第79号について、これを承認することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第79号の大分県農業農村振興公社への所有権移転にかかる農用地利用集積計画の承認については承認することに決定します。

議長

続いて、議案第80号の大分県農業農村振興公社から所有権移転を受ける農用地利用集積計画の承認について を議題といたします。

議案の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第80号の1番の案件は、譲渡人 大分県農業農村振興公社から譲受人 ○○○○氏へ、申請地 竹

田市荻町恵良原字花ノ木〇〇〇〇番 外2筆 田3筆 合計面積5,858平方メートルを農業経営基盤強化促進法の定めにより、公社が行う農地売買支援事業での、所有権の移転です。譲受人の経営規模は、53,197平方メートルであり下限面積要件を満たします。

議長

1番 後藤善徳委員に調査報告をお願いします。

1番 後藤善徳委員

議案第80号の1番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は4人です。農機具は、トラクター5台、田植え機1台を所有し、野菜栽培・畜産の農家で、農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第80号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第80号について、これを承認することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第80号の大分県農業農村振興公社から所有権移転を受ける農用地利用集積計画の承認については承認することに決定します。

議長 続いて、議案第81号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

1番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第81号の1番の案件は、譲渡人 〇〇〇〇氏から譲受人 〇〇〇〇氏へ、申請地の竹田市大字今字本村〇〇〇〇番 外4筆 畑5筆 合計面積10,768平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の取得後の経営規模は、113,079.84平方メートルとなり、下限面積要件を充たします。

議長

3番 長野幸生委員に調査報告をお願いします。

3番 長野幸生委員

議案第81号の1番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は4名です。農機具は、トラクター8台、田植え機1台、コンバイン1台を所有しており、稲作・野菜栽培中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると思えます。

議長

続いて、2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第81号の2番の案件は、譲渡人 ○○○○氏から譲受人 ○○○○氏へ、申請地の竹田市大字下坂田字下園○○○○番 外10筆 田11筆 合計面積4,473平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の取得後の経営規模は、16,249.81平方メートルとなり、下限面積要件を充たします。

議長

10番 麻生章治委員に調査報告をお願いします。

10番 麻生章治委員

議案第81号の2番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1名です。農機具は、トラクター1台、耕運機1台、田植え機1台、コンバイン1台を所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると思えます。

議長

続いて、3番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第81号の3番の案件は、譲渡人 ○○○○氏から譲受人 ○○○○氏へ申請地の竹田市大字小川字栃原○○○○番 外2筆 畑3筆 合計面積2,747平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の取得後の経営規模は、45,065平方メートルとなり、下限面積要件を充たします。

議長

10番 麻生章治委員に調査報告をお願いします。

10番 麻生章治委員

議案第81号の3番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は3名です。農機具は、トラクター5台、田植え機1台、コンバイン1台を所有しており、稲作・畜産中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、4番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第81号の4番の案件は、譲渡人 ○○○○氏から譲受人 ○○○○氏へ、申請地の竹田市久住町大字久住字桐迫前○○○○番 外1筆 田2筆 合計面積3,323平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の取得後の経営規模は、53,519平方メートルとなり、下限面積要件を充たします。

議長

8番 工藤一美委員に調査報告をお願いします。

8番 工藤一美委員

議案第81号の4番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は3名です。農機具は、トラクター4台、田植え機1台を所有しており、稲作・畜産中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、5番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第81号の5番の案件は、譲渡人 ○○○○氏から譲受人 ○○○○氏へ、申請地の竹田市久住町大字有氏字上七里田○○○○番 外3筆 田4筆 合計面積10,393平方メートルを所有権移転するものです。

譲受人の取得後の経営規模は、138,996平方メートルとなり、下限面積要件を充たします。

議長

12番 釘宮恒憲委員に調査報告をお願いします。

12番 釘宮恒憲委員

議案第81号の5番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は3名です。農機具は、トラクター4台、田植え機1台、コンバイン1台を所有しております。稲作・畜産中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障はないと思われま

す。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。以上でございます。

議長

続いて、6番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第81号の6番の案件は、譲渡人 ○○○○氏から譲受人 ○○○○氏へ、申請地の竹田市久住町大字有氏字上七里田○○○○番 外2筆 田2筆、畑1筆 合計面積4,882平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の取得後の経営規模は、36,633.6平方メートルとなり、下限面積要件を充たします。

議長

12番 釘宮恒憲委員に調査報告をお願いします。

12番 釘宮恒憲委員

議案第81号の6番の調査報告をおこないます。

譲受人の労力は3名です。農機具は、トラクター2台・タイヤショベル1台を所有しており、稲作・野菜栽培中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、7番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第81号の7番の案件は、譲渡人 ○○○○氏から譲受人 ○○○○氏へ、申請地の竹田市久住町大字仏原字下市○○○○番 畑1筆 面積1,218平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の取得後の経営規模は、51,814平方メートルとなり、下限面積要件を充たします。

議長

12番 釘宮恒憲委員に調査報告をお願いします。

12番 釘宮恒憲委員

議案第81号の7番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は3名です。農機具は、トラクター3台、田植え機1台、コンバイン1台を所有しております。稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、8番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第81号の8番の案件は、譲渡人 ○○○○氏から譲受人 ○○○○氏へ、申請地の竹田市直入町大字長湯字南○○○○番 外2筆 田3筆 合計面積4,149平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の取得後の経営規模は、22,379平方メートルとなり、下限面積要件を充たします。

議長

11番 工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

11番 工藤明秀委員

議案第81号の8番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2名です。農機具は、トラクター2台、田植え機1台、コンバイン1台を所有しており、稲作・畜産中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第81号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

12番 釘宮恒憲委員

81号の2番ですが、農地を取得する方は大分市の方ですか。通勤農業をするのですか。

10番 麻生章治委員

実家が、取得する田のすぐ近くにありますが、本人は、大分で○○○○をしていますので、住所が大分市になっています。しかしながら、ほとんど実家において、現在50a以上米を作っているそうです。

12番 釘宮恒憲委員

状況は理解できました。ありがとうございました。

議長

他にないですか。

1 1 番 工藤明秀委員

1 番の上から 3 番目の水ノ元〇〇〇〇番の件で質問です。地目が原野スラッシュ畑となっていますが、原野の地目の面積がどれくらいあるのですか。割合はどれくらいですか。

事務局

1 8 ページの上から 3 番目は地目が、原野スラッシュ畑となっています。スラッシュの前が、原野となっていますので、原野が登記地目となります。スラッシュの後ろの部分は、現況地目となります。農地法においては、スラッシュの前後どちらかに田畑という記述があれば、農地と判断されます。この案件は、登記地目が原野ですが、現況は畑として使っていますということでございます。

1 1 番 工藤明秀委員

わかりました

3 番 長野幸生委員

全てスイートコーンが植わっていました。今は、キャベツが植わっています。

議長

他にないですか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第 8 1 号について、これを許可することにご異議ない方は、挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第 8 1 号はこれを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第 8 2 号 非農地証明について、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しない旨の証明願が提出されましたので、証明書を発行してよいか意見を求めます。

1 番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第82号の1番の案件は、申請者 ○○○○氏の所有する、申請地 竹田市大字会々字平○○○○番登記地目 田1筆 面積1,036平方メートルは、診療所駐車場用地として平成16年に転用許可を受けましたが、地目変更登記をしていませんでした。現況は雑種地となっています。始末書が添付されています。

議長

7番 首藤徳子委員に調査報告をお願いします。

7番 首藤徳子委員

1番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は雑種地となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われれます。

よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、2番の案件について説明を事務局に求めます。

事務局

議案第82号の2番の案件は、申請者 ○○○○氏の所有する、申請地 竹田市大字小川字長田尾字○○○○番 外3筆 登記地目 田1筆・畑3筆 合計面積2,280平方メートルは、農地の管理をしていた父が他界し、平成元年に相続しましたが、近くに居住してなかったため、農地の管理ができなくなりました。現況は山林・原野となっています。始末書が添付されています。

議長

7番 首藤徳子委員に調査報告をお願いします。

7番 首藤徳子委員

2番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は山林・原野、宅地となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われれます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。以上です

議長

続いて、3番の案件について説明を事務局に求めます。

事務局

議案第82号の3番の案件は、相続人の○○○○氏が申請する、申請地 竹田市直入町大字長湯字田ノ上○○○○番 登記地目 田1筆 面積909平方メートルは、父が昭和45年頃に乾燥庫及び倉庫を建てました。現況は雑種地となっています。始末書が添付されています。

議長

7番 首藤徳子委員に調査報告をお願いします。

7番 首藤徳子委員

3番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は雑種地となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われれます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。以上です。

議長

只今、議案第82号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

3番 長野幸生委員

3番の写真についての質問です。一本赤い線がありますが、反対側は無いのですか。

事務局

赤い線の上側は、里道となっておりますので、反対側は引いていません。赤線の下側部分が対象農地となります。

議長

他にないですか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第82号について、非農地証明書を発行することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第82号 非農地証明については、これを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第83号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見についてを議題といたします。1の1番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第83号の1の1番の案件は、申請者 ○○○○氏が、申請地 竹田市大字植木字栗元○○○○番田1筆 面積819平方メートルを、「中山間地域直接支払制度」に取り組むために、今回、編入する計画の農地です。

議長

1 2 番 釘宮恒憲委員に調査報告をお願いします。

1 2 番 釘宮恒憲委員

この農地は、農業振興のための基盤として、将来にわたって農地としての利用を確保する必要があるため、編入に問題はないと考えます。

議長

続いて、1の2番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第83号の1の2番の案件は、申請者 ○○○○氏が、申請地 竹田市大字植木字栗元○○○○番田1筆 面積459平方メートルを、「中山間地域直接支払制度」に取り組むために、今回、編入する計画の農地です。

議長

1 2 番 釘宮恒憲委員に調査報告をお願いします。

1 2 番 釘宮恒憲委員

この農地は、農業振興のための基盤として、将来にわたって農地としての利用を確保する必要があるため、編入に問題はないと考えます。

議長

続いて、1の3番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第83号の1の3番の案件は、申請者 ○○○○氏が、申請地 竹田市大字植木字法師山○○○○番外4筆 田5筆 合計面積3,547平方メートルを、「中山間地域直接支払制度」に取り組むために、今回、編入する計画の農地です。

議長

1 2 番 釘宮恒憲委員に調査報告をお願いします。

1 2 番 釘宮恒憲委員

この農地は、農業振興のための基盤として、将来にわたって農地としての利用を確保する必要があるため、編入に問題はないと考えます。

議長

続いて、1の4番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第83号の1の4番の案件は、申請者 ○○○○氏が、申請地 竹田市大字小塚字平井○○○○番田1筆 面積1,186平方メートルを、「中山間地域直接支払制度」に取り組むために、今回、編入する計画の農地です。

議長

4番 和田京子委員に調査報告をお願いします。

4番 和田京子委員

この農地は、農業振興のための基盤として、将来にわたって農地としての利用を確保する必要があるため、編入に問題はないと考えます。

議長

続いて、1の5番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第83号の1の5番の案件は、申請者 ○○○○氏が、申請地 竹田市大字刈小野字犬井飼平○○○○番 外1筆 畑2筆 合計面積15,957平方メートルを、「水利施設等保全高度化事業」に取り組むために、今回、編入する計画の農地です。

議長

4番 和田京子委員に調査報告をお願いします。

4番 和田京子委員

この農地は、農業振興のための基盤として、将来にわたって農地としての利用を確保する必要があるため、編入に問題はないと考えます。

議長

続いて、1の6番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第83号の1の6番の案件は、申請者 ○○○○氏が、申請地 竹田市荻町馬背野字馬背野○○○○番 田1筆 面積527平方メートルを、「中山間地域直接支払制度」に取り組むために、今回、編入する計画の農地です。

議長

2番 山村徹委員に調査報告をお願いします。

2番 山村徹委員

この農地は、農業振興のための基盤として、将来にわたって農地としての利用を確保する必要があるため、編入に問題はないと考えます。

議長

続いて、1の7番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第83号の1の7番の案件は、申請者 ○○○○氏が、申請地 竹田市荻町鳴田字郷ノ尾○○○○番田1筆 面積290平方メートルを、「中山間地域直接支払制度」に取り組むために、今回、編入する計画の農地です。

議長

2番 山村徹委員に調査報告をお願いします。

2番 山村徹委員

この農地は、農業振興のための基盤として、将来にわたって農地としての利用を確保する必要があるため、編入に問題はないと考えます。

議長

続いて、1の8番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第83号の1の8番の案件は、申請者 ○○○○氏が、申請地 竹田市久住町大字久住字西園○○○番 田1筆 面積1,094平方メートルを、「中山間地域直接支払制度」に取り組むために、今回、編入する計画の農地です。

議長

12番 釘宮恒憲委員に調査報告をお願いします。

12番 釘宮恒憲委員

この農地は、農業振興のための基盤として、将来にわたって農地としての利用を確保する必要があるため、編入に問題はないと考えます。

議長

続いて、1の9番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第83号の1の9番の案件は、申請者 ○○○○氏が、申請地 竹田市久住町大字栢木字高畦○○○
○番 田1筆 面積1,748平方メートルを、「中山間地域直接支払制度」に取り組むために、今回、編
入する計画の農地です。

議長

12番 釘宮恒憲委員に調査報告をお願いします。

12番 釘宮恒憲委員

この農地は、農業振興のための基盤として、将来にわたって農地としての利用を確保する必要があるため、
編入に問題はないと考えます。

議長

続いて、1の10番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第83号の1の10番の案件は、申請者 ○○○○氏が、申請地 竹田市直入町大字長湯字南ヶ代○
○○○番 外1筆 田2筆 合計面積1,901平方メートルを、「果樹経営支援対策事業」に取り組むた
めに、今回、編入する計画の農地です。

議長

12番 釘宮恒憲委員に調査報告をお願いします。

12番 釘宮恒憲委員

この農地は、農業振興のための基盤として、将来にわたって農地としての利用を確保する必要があるため、
編入に問題はないと考えます。

議長

続いて、2の1番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第83号の2の1番の案件は、申請者 ○○○○が、申請地 竹田市大字下志土知字下志土知○○○
○番 面積1,844平方メートルのうち494.11平方メートルを、「一般住宅」とする計画の農地で
す。

議長

4番 和田京子委員に調査報告をお願いします。

4番 和田京子委員

この変更は、周辺の農地に影響を及ぼさないことから原案のとおり除外することに問題はないと考えます。以上です。

議長

只今、議案第83号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

6番 佐藤博一委員

勉強不足で申し訳ないのですが、中山間の規約が、第5期対策から規制が緩くなっていると聞いています。自分としては、田舎の田畑は全部中山間に入れておりましたが、今回このような手続きが必要なのですね。

事務局

中山間にはいるためには、該当する田畑が農用地区域に入っていることと、急傾斜地または暖傾斜地であることが必要です。

今回の案件は、農地が農振地域内の農用地区域外であったため、農用地区域内への編入のため、このような手続きをしております。

3番 長野幸生委員

10番ですが、補助率はいくらですか。また、面積が小さく感じるのですが、この補助事業を採択する上での面積要件はありますか。

事務局

ハウスの場合、降灰事業であれば、4/5の補助率でございます。

園地整備の補助率は、1/2以内となっております。非常に珍しいのですが、ブドウの定植の場合は、4年分未収益期間として22万円/10aの支援があるそうです。

次に面積要件として、新植の場合は、概ね2a以上です。園地整備の場合は、おおむね10a以上となっております。

議長

他にありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第83号について、農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見についてご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第83号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について、これを承認することに決定いたします。

議長

続いて、議案第84号 下限面積の設定について を議題といたします。

議案の説明を、事務局に求めます。

事務局

竹田市では、効率的な農用地利用の観点から、認定農業者・法人等の担い手への連担的な農地の集約を推進してきたところであります。

しかしながら、過疎・高齢化の進行に伴い、中山間の耕作条件が不利な農地を中心に担い手に継承されず、耕作放棄地化しており、また、農業者の減少により集落機能は危機的状況に直面し、水路や農道の地域共同活動にも支障をきたし、益々、耕作放棄地の増加が懸念される状況となっております。

このため、新規就農者の受け入れを促進し、農地の荒廃化を防ぐため、農業振興地域内の農用地に含まれない農地取得の下限面積要件を平成28年9月から10アールに緩和、また、空き家に付随した遊休農地化の懸念のある農地取得の下限面積要件を平成28年9月から1アールに緩和、さらに平成31年4月から0.01アールに緩和し、移住・定住を推進してきたところです。

今年度、コロナ禍で新しい生活様式となり、移住定住の流れが加速しています。空き家バンクを利用したい人、竹田市に移住定住したいと申し出てきている人は、すでに60件以上で、昨年度が1年間で69件でしたので、およそ3倍のスピードで問い合わせが来ています。今回、小規模な農地で農業をしたい移住者のニーズにスピード感をもって対応するため、農業振興地域内の農用地に含まれない農地の下限面積要件を10アールから3アールまで引き下げ、新たな農業参入を促進し、耕作放棄地の発生防止・解消につなげたいと考えます。

どうぞ下限面積の引き下げについて、ご承認いただけますようよろしくお願いします。

議長

補足説明を局長の方からしてください。

局長

今現在、竹田市の下限面積は、農用地区域内は40a 農用地区域外は10a となっております。今回の提案は、移住定住の相談の中で小規模な農業をやりたいという人が、非常に多くなってきましたのでより農

地を取得しやすくするため、下限面積を10aから3aに引き下げる提案でございます。

竹田市は、農村回帰を具現化するために、その政策のひとつとして移住定住者への積極的な支援を行っております。そういった中で、釘宮農業委員が久住地区の移住定住者の支援員を、古荘農地利用最適化推進委員が直入地区の支援員になることが決定しています。農業委員会としても、耕作放棄地の発生防止・解消に加え、移住定住者への農地取得のための支援策として、下限面積の引き下げをスピード感をもって対応する必要があると考えています。どうか、この提案にご理解を頂きましてご承認くださいますようお願いいたします。

議長

只今、議案第84号について、事務局より報告がありましたが、ご意見・質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。
議案第84号 下限面積の設定について、農業振興地域内の農地に含まれない農地の下限面積要件を10アールから3アールまで引き下げる変更について、ご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。
よって、議案第84号 下限面積の設定についてはこれを承認することに決定します。

議長

これで、本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。
以上をもちまして、令和2年竹田市農業委員会 第11回総会を閉会いたします。 ご協力誠にありがとうございました。
(午後2時21分)

【閉会:午後2時21分】

令和2年10月6日

竹田市農業委員会会議規則第13条の規定により署名する。

議 長

.....

署名委員

.....

署名委員

.....